

飲酒運転に対する最近の法体系の変遷と新しい教育プログラムの動向

The Effects of the Recent Law System to Drunk Drivers and the New Trend of Educational Program

北海道大学大学院工学院 ○学生員 目黒達也 (Tatsuya Meguro)
 北海道大学大学院工学研究院 正員 中辻隆 (Takashi Nakatsuji)

1. はじめに

過去 10 年間、飲酒運転が事故の原因となったドライバーに対し、故意ではないことを前提とした業務上過失致死傷罪が適用されてきた。その後、飲酒運転を意図的な犯罪として罰する危険運転致死傷罪を設け、危険運転を行うドライバーに対し厳罰が与えられることとなった。この法律改正は、飲酒運転による事故数を著しく減少させた。同時にこのような法律改正に応じて、各官公庁やバス/トラック会社は、飲酒運転を行った職員に対し、解雇などの厳しい処分方針を採用した。これに伴い、実際に多数の職員が飲酒運転により解雇されている。しかしながら、このような厳罰化は、ひき逃げ事故の数の急激な増加と、同時にその逮捕率の低下を招いた。このようなひき逃げ事故増加の状況を打開するため、業務上過失致死傷罪の原理を部分的に回復した不注意運転致死傷罪を制定し、法律制度の再改正を行った。本論文では、酒気帯び運転 (DUI) および飲酒運転 (DWI) に対する過去 10 年間の法律改正が飲酒運転事故に与えた影響を分析するとともに、北海道大学において実施した、新しい教育プログラムである AUDIT および SBI のアンケート調査の結果もふまえ、今後の飲酒運転削減について考察する。

2. 近年の我が国における交通事故

近年、我が国における交通事故死者数は 40 年前に比べ著しく減少している。図 1 は、近年、死亡事故を減少させた影響因子を示している。上からそれぞれ、事故数、事故死者数、スピード超過、飲酒運転である。スピード超過および飲酒運転による事故数が著しく減少していることがわかる。

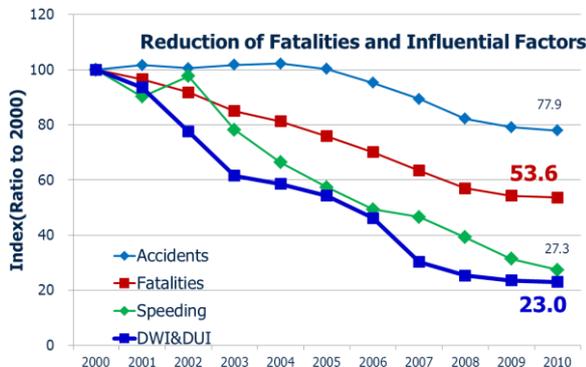


図 1. 近年、死亡事故を減少させた影響因子

3. 日本の飲酒運転に対する法律の変遷

図 2 は、飲酒運転に関連した法律がここ 10 年間でどのように変遷したかを示している。2001 年以前は、悪質な場合には業務上過失致死傷罪として最大 5 年の服役を課され、そうでなければ道路交通法により最大 2 年の服役を課された。飲酒運転による事故の場合は刑事罰が適用されるが、飲酒運転に伴う事故で人を死なせてしまっても数年の服役で出所できたため、その罪は非常に軽いものだった。1999 年、東名高速道路で二人の乳児が亡くなった飲酒運転事故を受けて、2001 年には飲酒運転やひき逃げなど、危険運転に対して新たに危険運転致死傷罪が制定された。これにより、危険運転で事故を起こしたドライバーの大半は 15 年以上、被害者を死亡させた場合は 20 年の服役を課されることとなった。

また、2002 年には最大服役年数と罰金額を引き上げる道路交通法の改正が行われ、2006 年に福岡で起きた、3 児を死亡させた飲酒運転事故を受けて、2007 年、道路交通法がさらに改正された。

表 1 は、これらの道路交通法の変化をまとめたものである。2007 年の改正では、服役年数や罰金額の引き上げだけでなく、関係者 (同乗者、乗り物を提供した人、アルコールを提供した人) も罰せられることになり、その関係者に対する処罰はドライバーと同程度に重いものである。この改正後、レストランのオーナーや同乗者などが実際に罰せられるようになった。

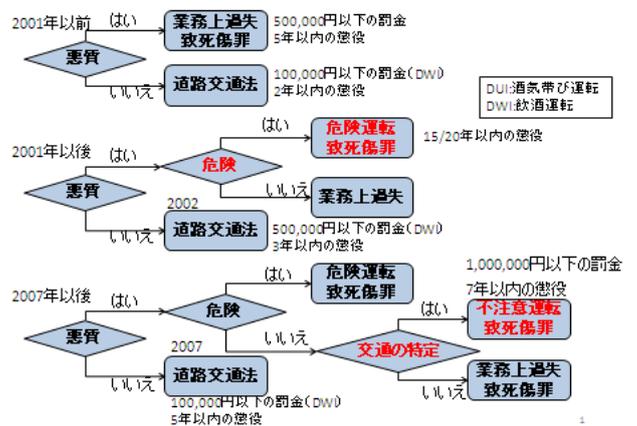


図 2. 飲酒運転に関連した法律の 10 年間での変遷

表 1. 飲酒運転者に対する道路交通法の変化

		2002年以前	2002	2007
ドライバー	DUI	3年以下の懲役 50,000円以下の罰金	1年以下の懲役 300,000円以下の罰金	3年以下の懲役 500,000円以下の罰金
	DWI	2年以下の懲役 100,000円以下の罰金	3年以下の懲役 500,000円以下の罰金	5年以下の懲役 1,000,000円以下の罰金
	ひき逃げ	3年以下の懲役 200,000円以下の罰金	5年以下の懲役 500,000円以下の罰金	10年以下の懲役 1,000,000円以下の罰金
乗り物を提供した人	DUI	-	-	3年以下の懲役 500,000円以下の罰金
	DWI	-	-	5年以下の懲役 1,000,000円以下の罰金
アルコールを提供した人	DUI	-	-	2年以下の懲役 300,000円以下の罰金
	DWI	-	-	3年以下の懲役 500,000円以下の罰金
同乗者	DUI	-	-	2年以下の懲役 300,000円以下の罰金
	DWI	-	-	3年以下の懲役 500,000円以下の罰金

4. 法律改正の効果とその影響

図 3 に、過去 10 年の飲酒運転による事故数および事故死者数の変化を示す。危険運転に対する危険運転致死傷罪が 2001 年に制定されて以来、事故数、事故死者数共に大幅に減少していることがわかる。特に死者数では、施行前と比べ 3 分の 1 程度にまで減少した。この時点で、ドライバーの大半は飲酒運転に対する厳罰を十分理解したと考えられる。公的機関やバス、タクシー会社などの民間機関はこの法律の改正に対応し、飲酒運転に対する新たな人事政策と懲戒制度の確立に直面することとなった。2006 年には、当事者が事故の原因となったかどうかにかかわらず、飲酒運転を行うだけで解雇することができる懲戒制度が、全 57 のうち 21 の機関に設けられていた。また、ある NPO 団体による調査により、2007 年、7 ヶ月の間に飲酒運転で懲戒処分された公務員が合計 103 人にも上ることがわかっている。

また、表 2 は Yahoo! JAPAN でメディア公開された、飲酒運転により処分を受けた公務員の数を職業別に示している。メディアは公務員の不正の報告を好むため、一概にこの値が正しいとはいえないが、58 人が解雇され、そのうち 12 人は事故を起こすことなく解雇されている。しかしながら、これらの処分はあまりに過酷であるとされ、その一部は、その後裁判所が自治体による解雇の決定を取り消している。

しかしながら、こうした厳罰化はひき逃げ事故を増やし、同時にその逮捕率の低下を招いた。図 4 に示すように、ひき逃げ事故の数は常に年間数千件存在しており、死亡事故の 90%以上および重傷事故の 70-80%がひき逃げによるものである。このような悪質なケースの逮捕率は非常に高く維持されている。なお、このグラフの値はあらゆる事故を含み、飲酒運転に限定したものではない。また、ひき逃げ事故の置かれる状況は、法制度の厳罰化が進んだ 2000 年代に劇的に変化している。ひき逃げの数は、90 年代半ばの事故件数と比較して 2004 年には倍以上に増えている。これは故意的でない事故で特に顕著であった。死亡事故の逮捕率はかろうじて 90%の水準を維持しているが、重傷者を出さず程度の事故では大幅に低下し、2000 年代にはほぼ 50%を下回った。この

ように、危険運転に対する危険運転致死傷罪の制定は、ひき逃げ事故の増加という大きな悪影響をもたらした。これを受けて、危険運転致死に比べ服役年数が短縮される不注意運転致死傷罪が制定された。図 5 に示すように、ひき逃げ事故の削減と逮捕率の向上に大きく貢献している。以上のことから、飲酒運転の削減には、法律の厳罰化だけでは解決法とはならないということがいえる。

また、図 3 より、飲酒運転による事故死者数は年間約 400 人程度まで下がったが、それ以上下らず、収束していることがわかる。この 400 人の事故死者をいかに減らしていくかが大きな課題となる部分である。法律の厳罰化だけでは飲酒運転をなくす解決法とはならず、飲酒運転に対するドライバーの問題意識の向上が必要である。よって、より一貫性のある洗練された運転者教育プログラムの開発が必要となる。



図 3. 過去 10 年の飲酒運転による事故数および事故死者数の変化

表 2. メディアに公開された処分を受けた公務員の数

地方公務員	49
教職員	25
警察官	11
自衛隊	9
消防隊員	8
裁判官	4
市議会議員	2
民間企業	5

出典: Yahoo! JAPAN

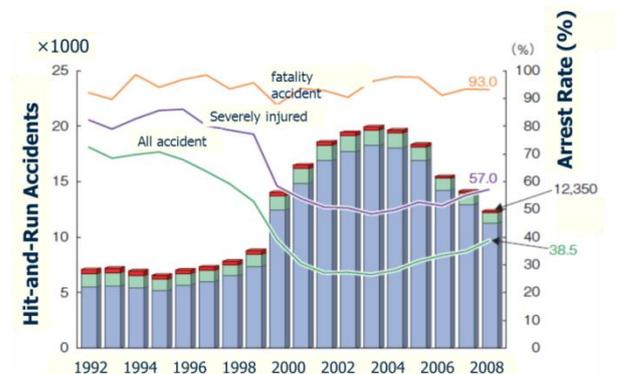


図 4. ひき逃げ事故の数および逮捕率

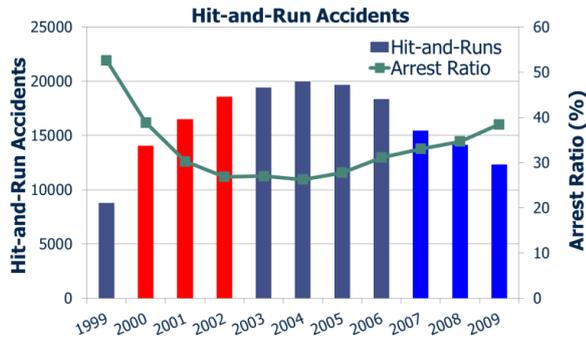


図 5. 不注意運転致死傷罪制定による影響

5. 飲酒運転違反者講習の動向

近年のアメリカやヨーロッパでの飲酒運転違反者講習では、AUDIT (Alcohol Use Disorders Identification Test・アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト) や SBI (Screening and Brief Intervention・スクリーニングと簡易介入)、日記記入、ディスカッションなど、自分と向き合って飲酒問題について考えることのできるプログラムが積極的に導入されている。

我が国における飲酒運転違反者に対する取消処分者講習カリキュラムは、平成 22 年度にモデル事業として新たな施策を取り入れている。平成 22 年度モデルでは、アメリカに習い、AUDIT や SBI、日記記入、ディスカッションなどといった新たなプログラムが追加導入されている⁸。このモデル事業では一定の好評価が得られたことから、モデル事業終了後 1 年間の再犯率調査を経て、平成 25 年度を目途にこの新しいプログラムを全国の取消処分者講習で実施していくことを予定している⁸。

5.1 AUDIT と SBI

AUDIT および SBI は、アメリカの飲酒運転違反者講習で用いられているプログラムである。これらは、セルフチェックテストに基づいており、違反ドライバーが自分で飲酒問題について考えることを期待している。AUDIT 調査とは過度の飲酒を識別し、簡単な評価をすることを目的としたスクリーニング法で、飲酒の頻度やその典型的な量、深酒の頻度、飲酒後の罪悪感等、全 10 問のセルフチェックテストからなる。Q1-3 は、アルコールの消費量について、Q4-6 は、アルコール依存症に関するもの、および Q7- 10 は、アルコール関連の問題について考えてもらうものである。1 問あたりその設定された程度に応じ 0~4 点で点数を付け、その総得点から飲酒の危険度を導出する。日本では、その総得点が 0~7 点を「危険の少ない飲酒」、8~14 点を「危険の高い飲酒」、15~40 点を「アルコール依存症の疑い」と設定している。世界的には 8 点以上を「危険な飲酒」、13 点以上を「アルコール依存症の疑い」としているが、日本においては 15 点以上を「アルコール依存症の疑い」と判定することが妥当であるとの見解があり、15 点以上を採用している。表 3 に示すのが、AUDIT 調査で用いた質問票である。

また、SBI は、一般的には人の特定行動に変化をもたらすことを目的とした短時間のカウンセリングのことを

いい、医療現場において飲酒行動等の改善を行う際に、患者に自らの状況を気付かせるために用いられることが多い手法の 1 つである。このテストは、AUDIT 調査より多様な質問で構成されている。表 4 に、SBI 調査での質問票を示す。

表 3. AUDIT 調査質問票

1.あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか?
2.飲酒するときには通常どのくらいの量を飲みますか? ただし、日本酒1合=2単位、ビール大瓶1本=2.5単位、ウイスキー水割りダブル1杯=2単位、焼酎お湯割り1杯=1単位、ワイングラス1杯=1.5単位、梅酒小コップ1杯=1単位
3.1度に6単位以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか?
4.過去1年間に、飲み始めると止められなかった事が、どのくらいの頻度でありましたか?
5.過去1年間に、普通だと思えることを飲酒していたためにできなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか?
6.過去1年間に、深酒の後体調を整えるために、朝迎え酒をせねばならなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか?
7.過去1年間に、飲酒後罪悪感や自責の念にかられたことが、どのくらいの頻度でありましたか?
8.過去1年間に、飲酒のため前夜の出来事を思い出せなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか?
9.あなたの飲酒のために、あなた自身か他の誰かがけがをしたことがありますか?
10.肉親や親戚、友人、医師、あるいは他の健康管理にたずさわる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒量を減らすように勧めたりしたことがありますか?

表 4. SBI 調査質問票

Q1.時々ビール、ワインあるいは他のアルコール飲料を飲みますか?
Q2.先月、最も多く飲んだ日は、1日で何杯飲みましたか?
Q3.平均すると、1週間のうち何日飲酒しますか?
Q4.普段お酒を飲む日は、だいたい何杯程度飲みますか?
Q5.飲酒の量を減らすことはどれだけ重要だと思いますか? 10-0の間で評価してください。
Q6.あなたが飲酒することにより起こる良くないことは何ですか? (複数回答可)
Q7.もし今日、飲酒量を減らすことに決めたとして、それを成し遂げる自信はどれくらいありますか? 10-0の間で評価してください。
Q8.あなたが飲酒量を減らすのに、障害となっている項目をチェックしてください。(複数回答可)
Q9.ここに、飲酒をやめることのできた人々が行ったいくつかの対策があります。これらを見て、あなたが試みたいと思う対策をチェックしてください。(複数回答可)

5.2 アンケート調査

一般的な飲酒の程度と飲酒問題に対する意識の把握を目的とし、北海道大学の日本人学生を対象に、試験的に AUDIT および SBI のアンケート調査を実施した。なお、AUDIT の有効回答数は 41 票、SBI の有効回答数は 36 票であった。

5.2.1 AUDIT 調査の結果

表 5 には、北海道大学の学生を対象に行った AUDIT 調査の結果を示している。表 5 に示すように、「危険の少ない飲酒」の該当者は 19 人 (46.3%)、「危険の高い飲酒」は 12 人 (29.3%)、「アルコール依存症の疑い」は 10 人 (24.4%) となった。また、表 6 に示すのは、実際に飲酒運転違反者に対する取消処分者講習において実施された AUDIT 調査の結果である。北海道大学での調査は学生という職業の限定、年齢層も若年層に限定され、調査票数も少ないことから、一般ドライバーへ広範囲に行うアンケートに比べ精度は低いが、これを一般的な結果と仮定して違反者講習での調査結果との比較を行う。危険の少ない飲酒については違反者のほうが 16.3% 小さく、危険の高い飲酒およびアルコール依存症の疑いについてはそれぞれ 11.7%、4.6% と違反者のほうがやや大きい結果となった。学生と比べ、違反者のほうが危険度の高い飲酒を行う者の割合がやや大きいことがわかる。しかしながら、半数以上の学生が危険度の高い飲酒を行っていることも明らかとなった。これは、一般的な更新講習等でも試験的に AUDIT 等の教育プログラムを通して、ドライバーの飲酒運転に対する意識向上を図ることの必要性を示唆している。

表 5. AUDIT 調査結果 (北海道大学)

	総得点	該当者数 (人)	該当者割合 (%)
危険の少ない飲酒	0~7	19	46.3
危険の高い飲酒	8~14	12	29.3
アルコール依存症の疑い	15~40	10	24.4

表 6. AUDIT 調査結果 (取消処分者講習)⁸

	総得点	該当者数 (人)	該当者割合 (%)
危険の少ない飲酒	0~7	137	30
危険の高い飲酒	8~14	186	41
アルコール依存症の疑い	15~40	131	29

5.2.2 SBI 調査の結果

表 7 に Q5 および Q7 の集計結果を示す。Q1~Q4 での飲酒量の程度についての質問は AUDIT 調査とも重複するため、まず Q5 の飲酒の量を減らすことはどれだけ重要だと思いますか? の質問に注目する。ここでは、10 (重要だと思う) ~ 0 (重要とは思わない) の 10 段階で評価してもらっており、5 周辺のどちらともいえないといったような回答が最も多くなっている。前項の AUDIT 調査からわかる通り、半数以上が危険の高い飲酒以上の評価がでているにもかかわらず、どっちつかずの回答が多い。これは、質問に対し真剣に考えていないとも考えられ、飲酒量を減らすことにあまり関心がない様子がうかがえる。また、0 と回答した人も 4 人おり、飲酒量の削減に関して重要視している人の割合は少ないことがわかる。ここで調査対象者は飲酒運転を行っていないと仮定すると、飲酒運転の削減に関して、飲酒量に対する問題意識よりも、ドライバーが飲酒と運転は分離しなければならないという意識をどれだけ持っているかといったことが重要になると考えられる。

次に、Q7 の飲酒量を減らすとすると、それを成し遂げる自信はどれくらいありますか? の質問について注目

すると、10 の最も自信があるとの評価が圧倒的に多い結果となっていることがわかる。一般的には飲酒量の削減に関して難しいと感じている人が多いが、学生という若年層への調査ということもあり、アルコールに対する依存性が少ないためこのような結果になったのではないかと考えられる。

また、Q8 では、飲酒量を減らすのに障害となっているものはなにかを複数回答形式で質問している。最も得票数の多かったのは「職場 (学校) での付き合い (17 票)」で、続いて「友人や家族が飲酒するため (15 票)」、「単純にそうしたくない (11 票)」となった。この 3 項目の得票数は他に比べ突出していた。また、「アルコールが自分の文化の一部である」との回答も 7 票みられた。Q9 では、飲酒をやめるためのいくつかの対策を見て、試みたいと思う対策を選択してもらった。こちらも上位 3 項目の得票数が突出し、最も多いものから「自分は飲まないと周知させる (17 票)」、「飲まされる状況を回避する (13 票)」、「飲みたい衝動を抑える (12 票)」となった。Q5 および Q9 の結果から、自分自身の飲酒問題よりも人付き合いに伴う飲酒が飲酒量の削減に悪影響を及ぼしていると考えられる人が多いということがみてとれる。

表 7. Q5 および Q9 の回答結果

質問\評価点	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Q5. 飲酒の量を減らすのはどれだけ重要だと思いますか?	4	1	4	4	2	8	4	4	3	1	1
Q7. 飲酒量を減らすとすると、それを成し遂げる自信はどれくらいありますか?	2	0	1	2	1	2	3	1	6	2	16

6. おわりに

本論文では、飲酒運転を罰する法律の変遷による影響を分析するとともに飲酒運転削減における課題を示し、北海道大学で行った AUDIT と SBI のアンケートを通して飲酒行動の実態と意識についての調査結果を提示し考察を行った。今後、飲酒運転に対する意識に関して、一般ドライバーを対象とした調査あるいは国際比較も行いたいと考えている。

7. 参考文献等

1. 交通安全白書, 2011
2. http://www.ask.or.jp/ddd_case1.html
3. http://www.kirin.co.jp/about/knowledge/knowledge_3_1.html
4. P. Mongconthawornchai et. al. ScienceAsia 28 (2002) : 99-103
5. <http://www.driveandstayalive.com/articles%20and%20topics/>
6. WHO, AUDIT, Guidelines for Use in Primary Care, 2001
7. <http://www.alcoholscreening.org/Home.aspx>
8. 岩田憲明, 酒気帯び運転等の違反者に対する新しい取り消し処分者講習 (モデル事業) について, 月刊交通, 2011.6